

○ 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（免許申請書の經由）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。</u></p> <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 <u>法第五百五十六条の二十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>「一、四 略」</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ若しくはホ又は第五百五十六條の三十一第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>〔六、十五 略〕</p>	<p>（免許申請書の經由）</p> <p>第一条 法第五百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。</p> <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u></p> <p>「一、四 同上」</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>〔六、十五 同上〕</p>

<p style="text-align: right;">2 「略」</p> <p style="text-align: center;">(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第三条の四 法第五十六條の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p style="text-align: center;">(報告又は資料の提出)</p> <p>第三条の五 「略」</p>	<p style="text-align: right;">2 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">(報告又は資料の提出)</p> <p>第三条の四 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。